

蒲郡市有害鳥獣被害防止緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、深刻化する有害鳥獣による農作物等の被害を未然に防止し、農業経営の安定的発展を図るため、耕作地における防御用施設の設置及びわな猟免許の取得（以下「補助事業」という。）に対して予算の範囲内において助成するもので、蒲郡市有害鳥獣被害防止緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者及び補助金の額等)

第2条 この補助金の交付対象者は、蒲郡市内に住所を有する者とする。

2 補助金の対象となる経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助金額
(1) 蒲郡市内に防御用施設（電気柵、金網、ワイヤーメッシュ、獣害対策用ネットで農地を囲む施設）を新規に設置する購入費	対象経費の4分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50,000円を上限とする。
(2) 既に所有している施設の部品と合わせて防御用施設とするための一部部品の購入費	
(3) わな猟免許を取得する経費	ア 新規取得者（試験の一部免除者） 3,500円 イ 新規取得者（ア以外の者） 5,000円 ウ 更新する者 2,500円

3 前項の表(1)及び(2)について、有害鳥獣被害防止にかかる国庫及び市の補助を受けている農地又は農地の一部については、防御用施設を設置してから減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまでの間を補助金対象経費の対象外とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付申請をしようとする者は、蒲郡市有害鳥獣被害防止緊急支援事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、補助事業を実施する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該補助金の額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付決定）

第4条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに蒲郡市有害鳥獣被害防止緊急支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第5条 規則第8条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から7日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（変更の申請及び承認）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市有害鳥獣被害防止緊急支援事業費補助金変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定内容を変更し、又は条件を付し、蒲郡市有害鳥獣被害防止緊急支援事業費補助金変更決定通知書（第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を得なければならない。

（事業遅延の報告）

第8条 補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合は、その理由又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、蒲郡市有害鳥獣被害防止緊急支援事業費実績報告書（第5号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日又は補助事業の実施した年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市有害鳥獣被害防止緊急支援事業費補助金確定通知書（第6号様式）により補助対象者に通知しなければならない。

（補助金の支払）

第11条 補助金は、補助事業の完了後にこれを交付する。ただし、補助対象者が、補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると市長が認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を前渡し（概算又は前金払）することができる。

（書類の備付）

第12条 補助対象者は、当該補助事業に係る証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。